

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県水産振興協会(以下「この法人」という。)の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。
- 4 評議員には、定款第14条に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬総額は、別表第1「年間報酬総額」に定める範囲内とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、各年度の総額を理事50万円、監事20万円を超えないものとし、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 各評議員の報酬は、定款第14条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立

金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準して公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県水産振興協会の設立の登記の日から施行する。

別表第1	常勤役員の報酬			
	年間報酬総額			500万円
別表第2	非常勤役員の報酬			
	理事長	理事会出席等、必要の都度	謝金として一律	10,000円
	その他の役員	理事会出席等、必要の都度	謝金として一人一律	5,000円
別表第3	評議員の報酬			
		評議員会等出席の都度	謝金として一人一律	5,000円